

# 平成 27 年度事業報告

(平成 27 年 4 月 1 日～平成 28 年 3 月 31 日)

全日本槍道連盟

本連盟は、平成 27 年度事業計画に基づき計画した各種事業を着実に実施し、所期の成果を収めることができた。重点方策として普及・教育関係事業の充実、性別、年齢を問わず、質の高い槍道を育てることと指導・教育体制の強化、称号・段級位制度の適正な運用等 6 項目を定め、以下の事業を展開した。全槍連主催の槍道合同稽古会では、槍道指導員育成制度（槍道インストラクター育成制度）を導入し、指導員を育てた。行事として堀田病院忘年会での日本槍道形演武会を行い、盛り上がりを見せた。また、愛知県スポーツ会館で槍道の写真撮影会を行った。

全槍連主催の槍道昇段審査会を 3 回実施し、有段者を出した。

## 1. 普及

「槍道の質の向上」と「現場への浸透」を図るため、下記の取り組みを行った。

- (1) 指導、教育、普及の実効をあげるため、スポーツ会館での稽古会、審査会を実施した。
- (2) 槍道の知名度を増やすため、ソーシャルメディアによる広報活動を行った。
- (3) 企業の行事で日本槍道形の演武を実施した。また、会館で写真撮影会を行った。

## 2. 指導

- (1) 指導者を養成するための「槍道講師要員（指導法）研修会」を 3 回実施した。本研修会では、所作・礼法、基本動作、「木槍による槍道基本技稽古法の手引き」に基づいた指導、槍道具を使用した「木槍による槍道基本技稽古法」の展開、稽古法、日本槍道形について、指導内容の共通理解と実技指導を行った。
- (2) 日本槍道の素晴らしさを国内外にどのように表現し、正しく伝えていくかの研究に着手するとともに槍道の本質を理解させる手法について検討をはじめた。

## 3. 称号・段位

### (1) 称号審査・段位審査

① 槍道称号・段級位の審査規則の第 9 条、第 14 条、第 20 条および定款の第 42 条 3 項に基づく特別措置により、二道での範士 2 名（槍道 1 名・斧道 1 名）が誕生し、二道で八段 2 名（槍道 1 名・斧道 1 名）が誕生した。

② 三段の審査の合格者は 1 名誕生した。

- (2) 称号・段級位の審査方法について調査・研究を行った。

#### 4. 試合

- (1) 「木槍の規格の遵守」「打突部位の呼称発声について」「正しい槍道用語の使用について」の3項目について適正化を行った。
- (2) 槍道の試合は行わなかった。

#### 5. 斧道

- (1) 「全日本槍道連盟斧道」(解説)を基盤にした研究を行った。
- (2) 斧道の知名度を増やすため、ソーシャルメディアによる広報活動を行った。

#### 6. 広報活動

- (1) Facebook、Twitter、Google+、Mobage、Youtube、Tumblr、Seesaaのソーシャルメディアを活用して、広報活動を行った。
- (2) 主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示した。

#### 7. 安全、医・科学関係

- (1) ホームページ作成中のため、槍道における心身の健康・安全に関する調査による情報の提供を行わなかった。
- (2) 木槍および槍道具の規格を遵守し、安全に稽古をした。

#### 8. 長期方策の検討

- (1) 一般社団法人設立に伴う諸規則等の作成を行った。  
「称号・段級位審査規則」「実施要領」「槍道試合規則」を制定した。  
「一般社団法人全日本槍道連盟 理事会規則」  
「一般社団法人全日本槍道連盟 社員総会規則」  
「会員規則」  
等を作成した。

- (2) 稽古会、審査会を実施するための体育館、公民館、公園等の場の確保を行った。

#### 9. 槍道界の動向と優位性

- (1) 行事の参加、広報活動により、槍道界は知名度が少しずつ高まっている。
- (2) 若年者から高齢者まで性別を問わず、槍の技法を習得した。

#### 10. その他の課題

- (1) 槍道指導者を募集し、育成した。
- (2) 誰でも指導できる指導書を作成し、標準化した。
- (3) 誰でも安心して稽古できる雰囲気づくりを徹底した。
- (4) 中学校武道必修化に伴う槍道の課題は実現できなかった。
- (5) 高等学校教育の一環としての普及、少年少女の槍道の普及、育成は実現できなかった。